

議会改革特別委員会

日時：令和6年2月8日

(木)

全員協議会終了後
場所：第1委員会室

- 1 中間報告について
- 2 市民の市議会への参画の在り方について
- 3 その他

令和6年2月 日

島田市議会議長 藤本 善男 様

議会改革特別委員会
委員長 大石 節雄

議会改革に関する調査研究について（中間報告）

本委員会が、調査した事件の結果について、委員会条例第36条の規定により別紙のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 議会改革に関する調査・研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

議会改革に関する調査・研究について
(議会改革特別委員会中間報告)

1 調査経過

第1回	令和5年 6月 30日	委員長・副委員長の互選
第2回	令和5年 7月 18日	委員会の進め方について
第3回	令和5年 8月 2日	島田市議会基本条例について
第4回	令和5年 8月 16日	島田市議会基本条例について
第5回	令和5年 9月 13日	島田市議会基本条例について
第6回	令和5年 9月 28日	他市町議会の先進事例について
第7回	令和5年 10月 25日	島田市の広報広聴の取組について
第8回	令和5年 12月 7日	議会報告会及び市民参画について
第9回	令和6年 2月 8日	中間報告について

2 調査の報告

当委員会は、議長の諮問を受け、島田市議会基本条例第18条に基づき、議員の任期の中途において、条例に定めた目的が達成されているかなど、その達成度合いについて検討を行い、必要に応じて条文又は運用の見直しを行うため、当該条例について調査・研究を行った。

また、議長からは市民の市議会への参画の在り方についても諮問を受け、この件についても調査・研究を進めてきた。

島田市議会基本条例については、条文を各条、項ごと一つ一つ確認・検討を行ってきた。結果、さまざま議論はあったが、条文については、改正を行わなくてもいいものとの結論を得た。

ただし、議会報告会の開催等を規定する第7条については、その実施の在り方を検討する必要があるとの結果となり、現報告会に関する市民アンケートや他市町の先進事例などを参考に、調査・研究を進めていくこととなった。

この調査・研究を進める上で、広報広聴特別委員会との連携が必要であることを踏まえ、令和6年度第1回議会報告会（市民との意見交換会）に調査・研究結果を反映できるよう進めていくため、2月定例会にて中間報告を行うこと。そのほか、市民の市議会への参画の在り方については、議会報告会とも関連するが、2月以降に調査・研究を進めることを確認した。

3 委員会の経過及び所見

第1回（令和5年6月30日）

委員長・副委員長の互選を行った。

第2回（令和5年7月18日）

当委員会の進め方を議題とし、議長からの諮問内容を確認した。

また、議会改革について各委員から意見を聞くとともに、今後の進め方について協議を行った。島田市議会基本条例の見直しを最初に行うことを決め、その後、議会報告会の具体的な進め方の調査・研究を令和6年2月定例会に中間報告を行うような進め方について確認した。

第3回（令和5年8月2日）

島田市議会基本条例について、各委員の読み合わせにより検討を行った。

第4回（令和5年8月16日）

前回同様、島田市議会基本条例について、各委員の読み合わせにより検討を行った。

第5回（令和5年9月13日）

第3回及び第4回の委員会の振り返りを行い、島田市議会基本条例の検討を行う中で委員からの意見等について、各委員で委員間討議を行い、概ね現行条例については、改正をしない旨を確認した。

ただし、議会報告会の開催等を規定する第7条については、当委員会の重要課題として、調査・研究していくこととなった。

なお、各委員に次回委員会までに、議会報告会の開催方法について先進地の事例を持ち寄ることを要望した。

第6回（令和5年9月28日）

先進地の事例について、各委員からの説明を受け、それぞれの長所や島田市議会との違い等について議論を重ね検討をした。内容の詳細は省略するが、開催回数・担当する議員の人数、ユーチューブ等のオンラインの活用など様々な事例が報告された。

また、市議会の役割や必要性に関して市民に理解されていないのではないか等の意見が出された。

その他では、委員長から「議選監査委員と議会の関わり方について」今後スケジュール上可能ならば検討していきたい旨の提案があった。

第7回（令和5年10月25日）

前回の先進地の事例報告を受けて、島田市議会の広報広聴への取組について検討を行った。目的、課題は何か等の基本的事項を確認した。目的については、島田市議会基本条例の考え方にに基づき、議会活動の動向を市民に伝えること、市民と自由に意見や情報を交換すること、また、市民の意見を反映した政策を議会自らが立案するために市民の市政に対する考えを聴取することが重要であることを確認した。

現状の課題としては、市民の参加者の固定化、女性・若者の参加者が少ないことや市民からの意見を政策につなげ、その反映結果を伝えきれていないなどが挙げられた。また、議会が何をしているのか、二元代表制の議会としての立場などわかりやすい説明がされていないのではないか。そのため、参加者が少ないのではないかなどの意見が挙げられた。

具体的な議会報告会の在り方に関する意見については、次のとおり。

- ・議会報告会は、島田市議会基本条例に基づく広聴機能の充実を力点に置いた取組であること。
- ・開催時期は、現状の時期でいいが、開催回数については、年2回3か所より多く開催する必要がある。(先進事例によると15か所の開催をしている議会もある)
- ・担当する議員については、回数に合わせて少人数でもいいのではないか、また、出身地域にこだわる必要はないのではないか。

次回委員会にて、議会報告会で出された市民の意見を政策課題につなげるためのフロー図を基に検討することを確認した。

第8回（令和5年12月7日）

前回検討した、議会報告会について委員の考えとして求めることを確認し中間報告作成については正副委員長が行うことを確認した。

市民からの意見の取り扱いについて、フロー図の検証を行い、市民からの意見をより確実に政策につなげることを議員個人・各常任委員会・議会としてしっかり議論展開することが重要であることを確認した。

議長からの諮問事項の2つ目の「市民の参画について」は、今後の検討課題としていくことと、各委員においても調査・研究を行い次回以降の委員会で議論していくことを確認した。

先進地への視察については、他委員会の日程も考慮して現時点では行わないことを確認した。

4 まとめ（中間報告）

議長の諮問を受け、島田市議会基本条例の見直し、検討を行ってきた。その結果、当特別委員会では、条例の改正は行わないものと結論付けた。

しかし、島田市議会基本条例制定時（平成 21 年）に比べ、議会を取り巻く状況は変化してきている。今回の検討内容はあくまでも現行条例の内容のみの検討であったことはやや不足するものであると反省する。今後、より島田市議会の成長のための条例への追加事項を含めて検討していくことも必要であると考ええる。

また、議会の広聴機能と二代表制の立場を考え、市民に寄り添った議会活動を進めるためには、議会報告会（市民との意見交換会）が大変重要なものと考え、より効果的な取組がされることを期待する。

今後は「市民参画について」調査・研究を進めていく。

最後に、第 7 条に関連する、議会報告会及び市民と意見を交換する機会の在り方について、議会として広聴機能の充実を図るため、以下具体的な取組に変革していくことを望むものとして提案する。

記

- 1 議会報告会の開催場所は、より地域に入り込み、複数日にわたり多くの場所で開催することが必要と考える。
- 2 議会報告会に参加する議員については、開催回数、場所が増える場合、少人数でもいいのではないかと考える。また、参加する議員の地域性は特にこだわる必要はないと考える。
- 3 市民との意見交換会においてワークショップ形式を用いることは、市民が意見を述べやすくなること等、有効な手法と考えるため、より進めていくことが必要と考える。
- 4 議会報告会及び市民との意見交換会において、各種団体・女性グループ・若者など幅広い市民を対象とすることは引き続き必要と考える。併せて、現状参加していない年齢層の市民が参加したくなるテーマの設定等、開催方法について検討をしていくことが必要と考える。
- 5 議会報告会及び市民との意見交換会において、市民の意見を政策につなげる取組は重要である。各議員・各常任委員会で、より政策につなげるための仕組みづくりについて検討をしていくことが必要と考える。

以上

○島田市議会基本条例

平成21年3月30日

条例第1号

(議会報告会の開催等)

第7条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。

2 議会は、市政に関する課題について、市民と議員とが意見を交換する機会を設けることができる。

3 議会は、第1項の議会報告会及び前項の市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させるものとする。

(平23条例30・一部改正)

島田市議会報告会の開催方法等について

平成21年8月26日制定

令和2年2月7日改正

第1 開催日時等

議会報告会の開催日時等の設定は、次の方針によるものとする。

- (1) 開催日は、原則として本会議の最終日から2箇月以内とする。
- (2) 開催時間は、市民が参加しやすい時間帯に設定する。
- (3) 会場は、市民が参加しやすい場所に設定する。

第2 広報

議会報告会の開催の広報は、次の方法により行う。

- (1) 議会だより又は広報しまだへの掲載
- (2) ホームページへの掲載
- (3) 公共施設へのポスターの掲示
- (4) チラシの配布
- (5) FM島田への放送依頼
- (6) 報道機関への情報提供
- (7) その他必要と認める方法

第3 内容

議会報告会の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 概要説明
- (2) 議会活動報告（各常任委員会ごと）
- (3) 質疑応答
- (4) 意見・情報交換

第4 役割

議員の議会報告会における役割とその内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 受付 来場者の受付、案内を行う。
- (2) 司会 開会及び閉会の宣告を行うとともに、会の進行管理を行う。
- (3) 挨拶・概要説明 会場の代表者（責任者）として代表挨拶をする。なお、この中で、①議会報告会の開催趣旨、②当該議会において議決した議事の概要の説明をするものとする。
- (4) 報告 各常任委員会における審査の内容など、議会の活動の動向を来場者に報告する。
- (5) 答弁 報告に対する質疑に、議会としての答弁を行う。
- (6) 記録 開催記録を取り、議長への報告書を作成する。

第5 事前打合せ

議会報告会の開催に当たっての事前打合せの内容は、次のとおりとする。

- (1) 出席会場ごとの打合せ 会場における各自の役割を決定するために開催する。
- (2) 各会場の代表者（責任者）による打合せ 議会報告会の内容、進め方等について、基本的な統一を図るために開催する。

なお、具体的な内容、留意すべき点は、おおむね次のとおりである。

ア 概要説明の内容の決定 当該議会において議決した議事のうち、どの部分を説明のポイントとすべきか検討し、決定する。

イ 意見・情報交換のテーマの設定 自由に意見及び情報を交換する場という趣旨からは、必ずしもこれを設定する必要はないが、ある程度の腹案を持っていた方が、進行をしやすいと思われる。

(3) 常任委員会ごとの報告者及び答弁者による打合せ 各会場の代表者（責任者）による打合せの結果をもとに、各常任委員会における審査の内容など、来場者に報告すべき議会の活動の動向を検討し、決定するために開催する。

なお、具体的な内容、留意すべき点は、おおむね次のとおりである。

ア 報告内容の決定と資料作成 概要説明の内容との整合を図り、当該議会において議決した議事の中からポイントを押さえて報告する必要がある。また、必要に応じ、報告者自らの手により、来場者にとってわかりやすい資料を作成する必要がある。（なお、議員個人の意見を述べるための場ではないことに常に気を配る必要がある。）

第6 アンケート調査の実施

議会報告会を開催して得た成果を議会の活動に反映し、また、今後の運営に資するため、議会報告会の開催に当たっては、参加した市民を対象としたアンケート調査を実施することとする。

島田市議会報告会の開催に関する規程（改正案）

平成 21 年 8 月 26 日
制 定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、島田市議会基本条例（平成 21 年島田市条例第 1 号）第 7 条第 1 項の議会報告会の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本姿勢）

第 2 条 議員は、議会が常に市民の中にあつて市民とともに行動する存在となることを目指して議会報告会を開催するものであることに留意しなければならない。

2 議員は、議会報告会が議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための場であることに留意しなければならない。

（開催回数）

第 3 条 議会報告会は年 2 回以上開催するものとする。

（開催の決定）

第 4 条 議会報告会を開催する日時及び会場並びに会場ごとの出席者は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

2 議長は、議会報告会を開催する日時及び会場を決定したときは、これを市民に広報することとする。

（出席義務）

第 5 条 議員は、議長がやむを得ないと認める場合を除き、議会報告会に出席しなければならない。

（運営）

第 6 条 議会報告会を円滑に運営するため、あらかじめ、次の打合せを行うものとする。

- (1) 出席会場ごとの打合せ
- (2) 各会場の代表者による打合せ
- (3) 常任委員会ごとの報告者及び答弁者による打合せ

（報告書）

第 7 条 議会報告会に出席した議員は、議会報告会の終了後、速やかに事後検討会を開催し、別紙様式による報告書を作成し、議長に提出するものとする。

2 各会場の代表者は、議会報告会の内容を議会運営委員会に報告するものとする。

3 議会は、第 1 項の規定により提出された報告書を市民の閲覧に供するものとする。

（その他）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、議会報告会の開催について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

報 告 書

島田市議会議長 様

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

議会報告会に出席しましたので、次のとおり報告します。

1 日時 平成 年 月 日（ ）

午前 時 分から 午前 時 分まで
午後 時 分から 午後 時 分まで

2 会場

3 役割

- (1) 受付…
- (2) 司会…
- (3) 挨拶・議会の活動の動向の説明…
- (4) 意見・情報交換…
- (5) 記録…

4 報告事項

(1) 意見及び情報の交換について

※重要案件については、別紙課題調査票のとおり

(2) その他

課 題 調 査 票

<u>課題・テーマ</u>	
<u>意見聴取状況</u>	<u>開催日時：</u> <u>開催場所：</u> <u>出席議員：</u>
<u>調査・研究担当議員</u>	
<u>所管する委員会</u>	
<u>問題（現状）分析</u>	
<u>調査・研究結果</u> <u>（必要に応じ写真や</u> <u>地図等を添付）</u>	
<u>論点整理</u>	
<u>議員間討議結果</u>	

島田市議会報告会の開催に関する規程

平成21年8月26日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、島田市議会基本条例（平成21年島田市条例第1号）第7条第1項の議会報告会の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 議員は、議会が常に市民の中にあつて市民とともに行動する存在となることを目指して議会報告会を開催するものであることに留意しなければならない。

2 議員は、議会報告会が議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための場であることに留意しなければならない。

(開催回数)

第3条 議会報告会は、島田地区、金谷地区及び川根地区において、それぞれ年2回以上開催するものとする。

(開催の決定)

第4条 議会報告会を開催する日時及び会場並びに会場ごとの出席者は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

2 議長は、議会報告会を開催する日時及び会場を決定したときは、これを市民に広報することとする。

(出席義務)

第5条 議員は、議長がやむを得ないと認める場合を除き、議会報告会に出席しなければならない。

(運営)

第6条 議会報告会を円滑に運営するため、あらかじめ、次の打合せを行うものとする。

- (1) 出席会場ごとの打合せ
- (2) 各会場の代表者による打合せ
- (3) 常任委員会ごとの報告者及び答弁者による打合せ

(報告書)

第7条 議会報告会に出席した議員は、議会報告会の終了後、速やかに別紙様式による報告書を作成し、議長に提出するものとする。

2 各会場の代表者は、議会報告会の内容を議会運営委員会に報告するものとする。

3 議会は、第1項の規定により提出された報告書を市民の閲覧に供するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、議会報告会の開催について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

報 告 書

島田市議会議長 様

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

島田市議会議員

議会報告会に出席しましたので、次のとおり報告します。

1 日時 平成 年 月 日（ ）

午前 時 分から 午前 時 分まで
午後 時 分から 午後 時 分まで

2 会場

3 役割

- (1) 受付…
- (2) 司会…
- (3) 挨拶・概要説明…
- (4) 報告…
- (5) 答弁…
- (6) 記録…

4 報告事項

(1) 議会の活動の動向の市民への報告について

(2) 意見及び情報の交換について